

岩手県告示第 811 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成 19 年 11 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 大船渡市赤崎町字後ノ入 170 の 106 から 170 の 108 まで
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため